

諮問番号：諮問第 124 号－ 2 外 1 2 件

答申番号：答申第 124 号－ 2 外 1 2 件

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

本件処分は、私の厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第 25 条と法に違反する違憲、違法な処分である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張は理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 本件処分に係る生活保護費支給額の算定

審査請求人世帯に係る令和元年 10 月分の生活保護費支給額の算定に誤りはない。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

3 本件処分に係る生活保護費支給額については、法令等に則ったものと認められることから、本件処分は違憲・違法な処分であるという審査請求人の主張については、本件処分の根拠となった改正後の保護基準が違憲・違法であるというものと解すべきものと考えられる。

しかしながら、保護基準は法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、法規命令が違憲又は違法であるとして、処分の違法を判断することはできないものと解される。

4 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は1～4に示すように理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年6月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年7月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分が違憲・違法なものと主張しているところ、本件処分は、法第8条の委任に基づく保護基準に従って行われたものであるから、その主張は、改正後の保護基準が違憲・違法であるとの主張であると解される。この保護基準は、法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会は、保護基準の法適合性について合理的なものとして扱う。

また、法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9号に規定する法定受託事務であるところ、本件処分は法令や法定受託事務の処理基準として示される国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、この点についての処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は

認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 中 野 哲 之